

特定小売供給約款以外の供給条件

（ 電気・ガス料金支援に係る
電気料金の特別措置 ）

2025 年 7 月 1 日 実 施

四国電力株式会社

20250611 資 第 11 号

2025 年 6 月 25 日

認 可

目 次

1	適 用 範 囲	1
2	適 用 期 間	1
3	燃 料 費 調 整	1
4	料 金	2
5	そ の 他	2
別表（燃料費調整）		3

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2025 年 2 月 6 日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2025 年 7 月の検針日から 2025 年 10 月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 17（臨時電灯）(2)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(2)ロ、供給約款 20（臨時電力）(3)イもしくは供給約款附則 4（農事用電力[脱穀調整用電力]）のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ホ、供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(3)ハ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款 21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款 16（従量電灯）(1)ニ，供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ，供給約款 17（臨時電灯）(2)ロ，供給約款 18（公衆街路灯）(2)ロ，供給約款 20（臨時電力）(3)イもしくは供給約款附則 4（農事用電力[脱穀調整用電力]のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ホ，供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ，供給約款 18（公衆街路灯）(3)ハ，供給約款 19（低圧電力）(5)，供給約款 20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款 21（農事用電力）(3)の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)，(ロ)または(ハ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表（燃料費調整）

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0875$$

$$\beta = 0.0770$$

$$\gamma = 1.1770$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小

数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を上回り、かつ、120,000 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,000 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 120,000 円を上回る場合
平均燃料価格は、120,000 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (120,000 \text{ 円} - 80,000 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (p) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025年 3 月 1 日から 2025年 5 月 31 日までの期間	2025年 7 月の検針日から2025年 8 月の検針日の前日までの期間
2025年 4 月 1 日から 2025年 6 月 30 日までの期間	2025年 8 月の検針日から2025年 9 月の検針日の前日までの期間
2025年 5 月 1 日から 2025年 7 月 31 日までの期間	2025年 9 月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、

a という検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a という検針日は、応当日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円の場合

燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価－基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

		2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	7 円 77 銭	9 円 32 銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	15 円 54 銭	18 円 64 銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	31 円 07 銭	37 円 29 銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	46 円 61 銭	55 円 93 銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	77 円 68 銭	93 円 22 銭
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	38 円 84 銭	46 円 61 銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	23 円 20 銭	27 円 84 銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	46 円 40 銭	55 円 68 銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	23 円 20 銭	27 円 84 銭

(b) 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2025 年 7 月の検針 日から 2025 年 8 月 の検針日の前日ま での期間 および 2025 年 9 月の検針 日から 2025 年 10 月 の検針日の前日ま での期間	2025 年 8 月の検針 日から 2025 年 9 月 の検針日の前日ま での期間
総容量が 50 ボルトアンペア までの場合	63 銭	75 銭
総容量が 50 ボルトアンペア をこえ 100 ボルトアンペアま での場合	1 円 25 銭	1 円 50 銭
総容量が 100 ボルトアンペア をこえ 500 ボルトアンペアま での場合 100 ボルトアンペア までごとに	1 円 25 銭	1 円 50 銭
総容量が 500 ボルトアンペア をこえ 1 キロボルトアンペ アまでの場合	12 円 52 銭	15 円 02 銭
総容量が 1 キロボルトアン ペアをこえ 3 キロボルトア ンペアまでの場合 1 キロボ ルトアンペアまでごとに	12 円 52 銭	15 円 02 銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025 年 7 月の検針 日から 2025 年 8 月 の検針日の前日ま での期間 および 2025 年 9 月の検針 日から 2025 年 10 月 の検針日の前日ま での期間	2025 年 8 月の検針 日から 2025 年 9 月 の検針日の前日ま での期間
契約電力 1 キロワット 1 日 につき	13 円 16 銭	15 円 79 銭

ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合は，次のとおりといたします。

	2025 年 7 月の検針日から 2025 年 8 月の検針日の前日までの期間および 2025 年 9 月の検針日から 2025 年 10 月の検針日の前日までの期間	2025 年 8 月の検針日から 2025 年 9 月の検針日の前日までの期間
1 日につき	6 円 58 銭	7 円 90 銭

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

	2025 年 7 月の検針日から 2025 年 8 月の検針日の前日までの期間および 2025 年 9 月の検針日から 2025 年 10 月の検針日の前日までの期間	2025 年 8 月の検針日から 2025 年 9 月の検針日の前日までの期間
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	3 円 29 銭	3 円 95 銭
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	6 円 58 銭	7 円 89 銭
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	13 円 16 銭	15 円 79 銭
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	19 円 73 銭	23 円 68 銭
契約電力 3 キロワットをこえる場合 1 キロワットを増すごとに 1 日につき	6 円 58 銭	7 円 89 銭

ｂ 従量制供給の場合

(a) 従量電灯 A，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

		2025 年 7 月の検針日から2025 年 8 月の検針日の前日までの期間および2025 年 9 月の検針日から2025 年 10 月の検針日の前日までの期間	2025 年 8 月の検針日から2025 年 9 月の検針日の前日までの期間
最低料金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	22 円 00 銭	26 円 40 銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	2 円 00 銭	2 円 40 銭

(b) (a) 以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

		2025 年 7 月の検針日から2025 年 8 月の検針日の前日までの期間および2025 年 9 月の検針日から2025 年 10 月の検針日の前日までの期間	2025 年 8 月の検針日から2025 年 9 月の検針日の前日までの期間
1 キロワット時につき		2 円 00 銭	2 円 40 銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は，(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A，臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	59銭8厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円19銭7厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円39銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3円58銭9厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5円98銭2厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	2円99銭1厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円78銭6厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3円57銭3厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1円78銭6厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4銭8厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	9銭7厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	9銭7厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	96銭4厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	96銭4厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円01銭3厘
-----------------	---------

ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	25銭3厘	50銭6厘	1円01銭3厘	1円51銭9厘	50銭6厘

(2) 従量制供給の場合

イ 従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1円69銭4厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	15銭4厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	15銭4厘
-------------	-------

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を，インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。